



# 昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成23年11月1日  
第218号

発行責任者 支部長 鈴木 朋 宏  
編集責任者 副支部長 鈴木 勝  
発行所 名古屋税理士会昭和支部  
印刷所 共生印刷株式会社



INAXライブミュージアムにて

## 口輪舞曲

日本列島どころか世界で災害が続いている。そんな中で楽しく自然と戯れてきましたというと少々後ろめたい気分になるが、私は数年前から軽い登山を始め、今年も小さな山だが2回日帰り登山を挙行了。現実には楽しいというようなものではなく、私にとってはいまだに単なる苦行ではない。

しかし、最近では「山ガール」なる言葉も生まれ、山登りはファッションの一部となった。始めた頃はまだまだ我々が登山者の中でも最少年齢位だったのに、一昨年位から20代30代の素敵な衣装に身を包んだカッコイイ若者たちと多く遭遇するようになった。山頂や道中で彼ら（なぜか男子としか言葉を掛け合わない。）が言う事は全て同じ。「いやあ、ちょっと御年齢の進んでいらっしゃる山ガールに、僕ら全く及びませんよ！」と言うのであ

る。図々しくもその範疇からは外れていると自認している私たちは、「本当に皆さんすごいパワーですね！」と即答する。実際、同じペースで登る事は不可能、追い越されたかと思うともう姿が見えない。特に70代前半の方の体力と気力といったらもう目を見張るばかりだ。若いころの体の基本的な鍛え方と食事、そして前向きな思考体系が違いの根本にあるのだろうか？「ちょっと昔の山ガール」に追いつけるように体力をつけようと、今回の軟弱な自分にほとんど嫌気のさした私は自主トレを固く心に誓った。

それにしても何故こんなに辛いのにまた山に登りたいと思うのか、いまだに自分でも不思議である。

(米澤 真弓)

## 9月の支部研修

(平成23年9月9日開催)

### 「税理士の懲戒について～ 非違事例を中心に～」

講師：名古屋税理士会綱紀監察部部长  
二ノ宮 将彦 会員  
(名古屋東支部)



冒頭では、現在、二ノ宮将彦先生が部長を務める名古屋税理士会綱紀監察部（以下「部」とする）について説明がありました。部では、会員の脱法行為や規約に違反した行為がないかどうかを監督しています。といっても、常に見張っているということではなく、部が動くのは情報が提供された時です。情報は非常に多く寄せられていますが、その内容は、非常に危ないというものから誹謗中傷のようなものまで様々です。部ではそうした内容をよく検討した上で、直接、会員に是正をしていただくようお願いをします。ただし、内容によっては、そのまま国税局の方へ情報提供をする場合もあります。

部の活動には、こうした綱紀事案に加えて、監察事案があります。例えば、「無料税務相談会を行います」と書かれたインターネットや新聞広告などがよくありますが、その広告が規約に違反していないかどうかを監督しています。規約に違反しているといった情報

が寄せられれば、会社等に確認をして、違反をしているのであれば是正してもらうようお願いをしています。

こうした立場から今回の研修では、税理士法（以下「法」とする）第36条、第37条、第45条及び第46条や「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」について公表された財務省告示第104号（以下「告示」とする）などの解説とともに、税理士界第1266号（平成22年3月15日）の8～9頁に掲載されている14の「税理士の懲戒処分に係る非違事例」（以下「事例」とする）を中心にして、研修が行われました。

#### 1. 税理士法第36条、第45条第1項及び第2項

法第36条では、「税理士は、不正に国税若しくは地方税①の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税①の還付を受けることにつき、指示し、相談に応じ、その他これらに類似する行為②をしてはならない。」と規定されている。下線部①には、すべての租税が含まれており、法第2条第1項で税理士業務から除外されている租税（印紙税等）も含め、この規定が適用されることになる。また、不正の有無に関係なく、下線部②の行為（脱税相談等）をした時点で、条文の規定に違反することになる。脱税相談等をした時点で、法第36条の規定に違反していることになる。

また、法第45条第1項では、「財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき③、又は第36条の規定に違反する行為をしたとき④は、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。」と規定されている。このように、下線部③と④の2つの行為をした場合の懲戒処分について定められているが、故意による不真正税務書類の作成をした場合は下線部③に該当し、脱税相談等を行った場合は下線部④に該当することになる。この場合、量定の判断要素及び量定の範囲については、告示Ⅱ第1の1（1）となるが、特に、下線部③と④の2つの行為に該当する場合、告示Ⅰ第2における「違反行為の類型が異なるものが2以上ある場合の量定は、それぞれの違反行為について算定した量定を合計したものを基本とする。」という考え方に基づいて決定さ



れる。

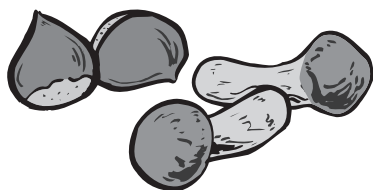
さらに、過失による不真正税務書類の作成をした場合、該当する法第45条第2項では、「財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為⑤をしたときは、戒告又は1年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。」と規定されており、法第45条第1項のような故意による行為だけでなく、下線部⑤のような過失による行為についても懲戒処分の定めがあるということを理解する必要がある。

## 2. 税理士法第37条、第46条

法第37条では、「税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為⑥をしてはならない」と規定されている。下線部⑥については、告示Ⅱ第1の2(2)において具体的な行為が掲げられており、イ. 自己脱税、ロ. 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ、ハ. 調査妨害、ニ. 名義貸し、ホ. 業務け怠、へ. その他反職業倫理的行為などがあるが、それらは法第37条の規定に違反していることになる。

また、法第46条では、「財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除く⑦ほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる⑦。」と規定されている。下線部⑦から理解できるように、法第37条に違反する行為をした場合の懲戒処分については、法第44条に規定されている、①戒告、②1年以内の税理士業務の停止、③税理士業務の禁止の3種類となる。さらに、量定の判断要素及び量定の範囲については、告示Ⅱ第1の2(2)イからへとなる。

(研修部 米津 寛登)



# 10月の支部研修

(平成23年10月14日開催)

## 「種類株式を活用した 事業承継について」

講師：みずほ証券株式会社

ウェルネス・マネジメント部副部長

宮尾 英夫 氏



### 1. 名義株の問題

種類株式は9類型に分類されるが、これとは別に注意しておきたいことに名義株の問題が挙げられる。以前の発起人等の関係で非上場会社に名義株が存在していることがあり、これを放置しておくとその名義人の相続が発生したときなどに自己株式の買取請求を受けることもあるので、できれば名義人が存命のうちに名義を正しておくことが望ましい。

### 2. 優先・劣後株式について

非上場会社では株式平等原則の例外として、剰余金の配当、残余財産の分配につき株主ごとに異なる取り扱いができ、その株式の典型的な発行例が優先株式、劣後株式(会社法108条1項1・2号)であるが、それとは別に株主総会の議決権(会社法105条1項)も同様の取り扱いができる(会社法109条2項)。また、平成13年までは仮に優先配当が出な

い場合には議決権が復活するものとされていた。ただし、現在は配当優先がなくても議決権を復活させる必要がない形も可能となっている。

優先株式の活用としては、普通株式では資金調達が困難な会社が資金調達のために発行するなどがあり、劣後株式の活用としては、会社再建時に普通株式の発行と既存株式の受け取りうる配当も下がる可能性がある場合に、経営者およびその一族等に劣後株式を引き受けさせることなどがある。

### 3. 議決権制限株式について

議決権制限株式とは、株主総会において議決権を行使することができる事項につき内容の異なる株式（会社法108条1項3号）をいい、株主ごとに異なる取り扱いが可能である（会社法109条2項）。

議決権制限株式の活用としては、一般的に配当優先することで株式募集の可能性を広げることが挙げられる。

また、議決権制限株式には完全無議決権株式と議決権一部制限株式とがあり、同族株主が完全無議決権株式を相続または遺贈によって取得した場合には、その株式を原則的評価方式によって評価した価額から、その価額に5%を乗じて計算した金額を控除した金額を評価額にする方法が認められている。

それと、平成13年の商法改正により、議決権制限株式は優先配当を行うことなく発行が可能となったことから、議決権制限株式を普通株式の配当並みで従業員持株会へ発行することで相続財産の減少と経営支配権を維持することができる。

### 4. 譲渡制限株式について

会社法のもとでの譲渡制限株式は、旧商法とは違って、会社の発行する株式の全部について譲渡制限する（会社法107条1項1号・2項1号）ことも、また株式の一部についてだけ譲渡制限をする（会社法108条1項4号・2項4号）ことも可能としている。

オーナー経営者の中小・同族会社ではすべての株式に譲渡制限が付されているのが通常であるが、他方で投資家に譲渡制限のない株式を発行することで会社の資金調達のバランスを図るといった活用ができる。

### 5. 拒否権付株式について

拒否権付株式とは、株主総会において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類株主を構成する種類株主総会の決議があることを必要とする（会社法108条1項8号）。

拒否権付株式が発行された時は、拒否権があるとされた株主総会の決議事項については、当該決議の他、拒否権付株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の普通決議がなければその効力は生じない（会社法323条、324条1項）。すなわち、株主総会や取締役会で決議すべき事項につき、その決議に加え、この種類株式を有する種類株主の株主総会の普通決議を経ることとなる。

### 6. 売渡請求制度について

会社法では、定款に「相続や合併等により株式を取得した者に対し、会社がその株式の売り渡しを請求することができる」という内容を定めることにより、会社にとって好ましくない者が株式を所有することを回避できるとともに、株主の分散を防止することができるようになった。なお、この制度は会社からの一方的な売渡請求で取得することができる。非上場会社は、株主総会の特別決議により定款を変更し、相続等一般承継株を強制買取りすることができるようにしておけば、相続人等が株主となるのを防ぐことができる。

ただし、売渡請求制度には注意が必要で、例えば社長が亡くなった後、取締役が社長一族の排除を目的に、その相続人に相続株式の売渡請求をすると、相続人はその決議について議決権がないとする規定があるため、売り渡さざるを得ないことがある。その結果、被相続人の議決権がなくなり、議決権割合が大きく変わるため、経営支配権を乗っ取られる恐れがある。また、相続等があったことを知った日から1年を経過すると売渡請求はできない。

その対処法として被相続人が個人で株式を所有するのではなく、オーナー一族が支配する持株会社への譲渡を事前に実施したり、相続人への会社法175条の決議事項につき拒否権付株式の発行等が考えられる。

(研修部 西澤 洋介)

new members

天白9班

## 佐藤大祐

みなさま、こんにちは。7月27日付で税理士名簿へ登録され、天白区原にて開業しております佐藤大祐と申します。

わたしは、元々は一般企業のサラリーマンで、ずっと経理畑におりました。「踊る大捜査線」というドラマでは、「正しいことをしたかったら、偉くなれ」というセリフが出てくるのですが、偉くなるまで待ちきれず、また、偉くなれるかどうか怪しく、日々悶々としておりました。

そんな日々の中、関連会社の経理のお手伝いをしたのですが、これが先方から非常に喜ばれました。このことがきっかけで、「経理のお手伝い」が職業である「税理士」に興味を持ち、試験勉強を始めました。27、8歳の頃です。そして、30歳のころ、ついに、会社を辞めました。会計事務所に転職して、経験を積みながら税理士資格を取るつもりだったのですが、紹介会社から給料の良い会社を紹介されて、うっかり一般企業に転職してしまいます。しかし、その転職先は、たしかに給料は良かったものの、前職以上のハードワークで、3年で体をこわして辞めざるを得ませんでした。当時33歳です。その後、幸いにして奈良の会計事務所に拾ってもらい、40歳手前でようやく税理士資格を取得し、地元愛知に戻って独立開業することができました。

居酒屋のワタミの経営理念は「地球上で一番たくさん『ありがとう』を集める会社になる」ことだそうです。わたしも、関与先0件からのスタートではありますが、「ありがとう」を集める税理士事務所になるべく、日々精進していきたいと存じます。諸先輩方には、いろいろとご指導をお願いする機会も多いかと存じますが、よろしくお願ひ申し上げます。



昭和9班

## 山本快夫

今年6月中旬に千種支部から転入し、昭和支部に入会させていただきました。永年お世話になった職場の入るビルが取り壊されるということで立ち退き、心機一転を図り再出発という想いでございます。また、先日39歳になったばかりで、30代最後の一年ということもあり、「四十而不惑」直前ということもあり、公私共に特別に想うところがあります。さらに、先の東北地方太平洋沖地震がもたらした三陸海岸東日本大震災を目の当たりにして、「生かされている」という認識を改めて強くしました。そういった意味で今年は特別な年となり、生涯のなかでも記憶に残る年となることと思います。

私はここ数年「お節介」を大切にしています。梅崎春生曰く、人と人とを結ぶものは愛や社会正義ではなくお節介である、お節介こそ人間が生きていることの保証である。税理士として、社会人として、友として、夫として、親として、子として、人間として、ひとつひとつのお節介を大切にしていきたいと思ひます。

私生活では天使と悪魔の顔を併せ持つ二児の父として日々奮闘中です。とても自然体とうわけにはいかず、精神的にも肉体的にも過労気味です。税制改正よりも我が子に振り回されている感が強いです。

昭和支部のことは全くわかりませんが、千種支部よりも支部内の関係が密な印象を受けました。また、私の生まれ育った地域が昭和区・瑞穂区・天白区・日進市と関係が深いため、昭和支部とも何らかの縁を感じました。この縁を大切にしたいと思ひますので、今後ともどうぞ宜しくお願ひ致します。



# new members



東郷1班

## 山内聖堂

昭和支部の皆様、はじめまして。このたび昭和支部に入会させていただきました山内聖堂と申します。現在、山内君子税理士事務所において、補助税理士として勤務しております。

近年の激動する経済環境の中、顧問先は様々な困難に直面しており、それに応じて税理士にも、税務会計だけでなく、経営、財務、法務など多岐にわたる知識が必要となってきています。私自身は、まだまだ知識・経験とも不足しているため、お客様からの相談にすぐに対応できない時もあるのですが、それら一つひとつ丁寧に解決していき、将来的には、顧問先の状況に応じて、こちらから問題解決の提案ができるようになり、顧問先に喜んでいただけるような税理士になることを目標に、一歩ずつ前進していきたいと思っておりますので、諸先輩方のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、真面目な話はここまでにして、私の趣味の話をして。趣味は、完全に体育会系で、スノーボード、自転車旅行、お酒、その他スポーツと多岐にわたり、税理士試験の最大の障壁でした(笑)。スノーボードについては、もはや中毒の域で、現在は一年中滑っています。自転車旅行も一年に最低一回は行っており、今年もこの原稿を書いている前日(そして、今日は原稿締め切りの前日)まで北海道を走っていました。北海道は広かった…。お酒は、最近は一人で飲みに行くことが多くなってしまいましたが、大人数で飲むのも大好きで、支部の懇親会にも積極的に参加するつもりですので、その時はよろしく願い致します。



日進3班

## 酒井秀樹

昭和支部の皆様、はじめまして。今年7月に税理士登録が完了し、昭和支部に入会させていただきました酒井秀樹と申します。現在、補助税理士として日進市の酒井会計事務所に勤務しております。

会計事務所の業務は無形のサービスであり、事務所から提供する会計数値をはじめとした様々な情報が、顧問先にとって価値あるものでなければなりません。中小企業を取り巻く経営環境がめまぐるしく変化しているうえに、インターネット等の普及により様々な情報が身の周りに溢れ、今の自分にとって何が必要かつ正しい情報であるかを判断するのが難しい時代です。それは顧問先にとっても同じだと思います。常に顧問先の立場で物事を考え、少しでも多くの有益な情報を提供していきたいと考えております。そして、顧問先との信頼関係という目に見えない絆をより強いものにし、笑顔で「ありがとう」と言って頂ける税理士となれるよう日々全力で努力していく覚悟です。

私生活の面では、わがままに育ててしまった息子(4歳)と娘(2歳)とワイワイやっています。正直、子育ても大変で自分の時間がないのが現状です。ただ、子育てが終わった皆様が口をそろえて「今が一番いいときだよ」と言われるので、可能な限りイクメンとなり子育てを楽しもうと思っております。

まだまだ右も左もわからない未熟者ではございますが、諸先輩方のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

# new members



瑞穂13班

## 今村裕之

昭和支部の皆様、はじめまして。この度、名古屋税理士会および昭和支部に入会させていただきました今村裕之と申します。

私は学生時代から資格を取るなら税理士がいいな、と漠然と考えていたものの、卒業後は一般企業で営業職をやっておりました。30の声を聞いたころ、一念発起して税理士への挑戦を開始し、その後長い時間が過ぎましたが!?ようやく登録の運びとなりました。

税理士業は定年退職のない職業ですから、身体が元気なうちは働けることを喜びとし、人様との出会いを大切に、努力を惜しまず仕事をしていきたいと考えております。

休日には、慢性的に運動不足なため、ちょっとした山歩きを兼ねて、日帰りで行ける巨木や城跡めぐりを趣味としております。巨木はどの木を見てもそれぞれ個性があり、その圧倒的存在感に感動しますし、城跡は土塁や堀切などを見て、守りの仕組みを想像することが楽しいです。あと、遅ればせながら40を過ぎてライダーデビューを果たしております。普通自動二輪の免許を取得したのですが、20代の教官に何度も落とされやっとの思いで取得できました。近い将来には大型自動二輪にも挑戦したいと考えております。愛車はヤマハドラッグスター400です。どこかの図書館にドラッグスターで乗り付けて、税務雑誌を読んでいる男がいたら、それは私ですのでよろしくお願いいたします。

右も左もわからない税理士一年生の私に今後、昭和支部のために何ができるのかは分かりませんが、諸先輩方のご指導に従っていく所存でありますので、なにとぞよろしくお願いいたします。



瑞穂13班

## 亀澤英生

平成23年7月より、名古屋税理士会昭和支部に入会させていただきました、亀澤英生(ひでき)でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の出身は、三重県名張市です。高校時代まで名張で過ごし、大学入学と同時に名古屋で一人暮らしを始めました。それから15年近くが経過しました。これまで会計事務所で勤務して参りましたが、このたび、登録をきっかけに独立をさせていただきました。たくさんの方を教えてくださいました事務所の先生には感謝の気持ちでいっぱいです。

地元の訛りがなかなか抜けませんが、味覚は名古屋になじんだと思います。味噌煮込みは大好きです。野球はドラゴンズを応援しています。

私の趣味は、合気道と空手です。合気道は学生時代から続けており、昭和区駒形町にある昭和道場で稽古をしています。空手は無門会空手という団体に所属しています。モットーは続けることと、怪我をしないことです。打撲や擦過傷はよくありますが、医者にかかるほどのけがはしたことがありません。健康管理も仕事の一つと考え練習を楽しんでおります。

私は、まだまだ経験不足でございます。先輩の方々から多くのことを学び取り、地に足のついた税理士になりたいと思っております。今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

# Local News



## ～わが日進市～

酒井 政治

昭和支部報の原稿執筆依頼が8月盆前にありました。担当副支部長が当事務所迄わざわざ足を運んで来ていただいたことです。



テーマは、Local Newsであります。私が日進の住民になって半世紀近く経過しましたが、この半世紀の過ぎ去った歴史を振り返って、思い出あるいは印象に残ってる情報の一部でも紹介できたらと感じたところであります。

まず第一に現在の日進市は人口急増地域であることを忘れてはなりません。この人口増も若い世代の増加比率が非常に高く、ゆえに子供の出生率についても全国3番目の高さを誇っているのです。現在国は少子化対策にも力を入れていますが当市は国に対して協力できていると云えるでしょう。

このような地域に住みたいという魅力は何か改めて考え直しているところであります。50年近く前、当時の日進の公共交通機関といえば名鉄バスの

みであり、朝夕のラッシュアワー時間帯でも40分間隔、日中は2時間に一本という状況であり、大変不自由な暮らしをしていたと記憶しています。通勤にもかなり苦労したものでした。

それが昭和54年7月名古屋市地下鉄と名鉄電車豊田線の開通相互乗り入れで、公共交通機関の不便さが一挙に解消されました。それと時期を合わせるように民間不動産会社の分譲住宅の建設が活発になり、人口増加が急激になってきたと感じています。

昭和33年の人口は5千人、昭和45年は2万人、昭和の終り63年は4万5千人、平成4年には5万人を越え、平成6年10月1日に日進町から日進市に市政施行となったのであります。まだまだ人口増加の一途を続けています。この半世紀で田・畑・山林ばかりであったのが名古屋市・豊田市のベットタウンに大変貌しました。間もなく10万人となる予測であり、地元で生れ育った人と新しく日進の住民になった人の割合は2:8位であろうと思っています。もう一つは学園都市といわれますように日進市に短期大学1校、大学6校がありこれも大きな特徴であろうかと思っています。そ





んな地域ではありますが、ホットニュースになるようなものは残念ではありますが見当たりません。



このような地域でも、土日等休日には市外から多くの人々が来られる所が日進東部に位置する愛知牧場であります。大自然の中で色々な動物と遊んだり、パターゴルフをしたり、四季の花を見たり、あるいは屋外バーベキューを楽しんだり、身体を動かしファミリーで有意義な時間をもってリフレッシュすることができる場所であろうと思っております。

ます。

又、すぐ近くに人工池ではありますが愛知池があります。周辺の景色は大変美しく散歩道も整備されており、健康な体力作りには最高の場所があります。愛知池をとりまく道路にはツツジが植樹されていて5月ゴールデンウィーク頃の満開の時期はそれはそれはきれいでその美しさは永遠に記憶に残ることでしょう。

もう一ヶ所昭和の時代に戻って、なつかしい思い出が見物できる所があります。地下鉄赤池駅を下車して国道153号線バイパス沿いに、レトロでんしゃ館があります。名古屋市内の路面を走っていた市電が展示されています。運転席にも自由に入ることができ運転手気分になっては如何でしょうか。休日には子供連れの家族が大勢見物にこられ楽しんでおられます。一度は入館して誰もが利用した市電にふれてみてはいかがでしょうか!!

## 岩手大船渡ボランティア報告

今枝 清

7月31日から8月7日まで、岩手県大船渡市でボランティア活動をしてまいりました。4時間かけて新幹線を乗り継いで仙台駅へ、そこからは高速バス。普段であれば2時間程度だそうですが、道路が整備出来ていなくて倍の4時間かかりました。名古屋を出たのが午前8時ごろ、午後5時過ぎにやっと現地に到着しました。民間のボランティア団体にお世話になりました。

現地で何をしてきたかと申しますと、ガレキの除去や清掃等の肉体労働ではありません。夕食に弁当を作りそれを仮設住宅の被災者に届けるととも

に、そこで今何を被災者が必要としているのかを



聞き取ります。また、まだ配達していない仮設住宅への弁当が必要かどうかのポスティングとその対応です。



なぜこれが必要とされるのかという仮設住宅に移ることにより、すべての支援は断ち切られます。避難所で生活していれば不自由だけれども、食事や必要な物資の支給を受けることが出来ます。仮設に移った途端、すべて自活しなければなりません。仮設住宅は津波のことを考え、平地ではなく、比較的高いところに設置されているのが一般的です。被災者が甘えているわけではありませんが、生活するにも、物資を買うお店が近くに全くないのです。コンビニすらもないので、週末車で1時間以上もかけて、物資を調達しに行くしか方法がありません。でも車のない人やお年寄りや体の不自由な方は、どうすればいいのでしょうか。

毎日350個から530個程度の弁当を作り、それを10数か所の仮設住宅に届けます。朝9時から仕事を開始。午前中は食材の調理、昼から弁当詰め、3時過ぎから配達をし、6時ごろ終了。寝泊まりは公民館で、昼食は賄が出ます、夕食はその日の弁当の残りに手を加え食べます。朝食も同じことです。と書くとても悲惨な食事と思われると思いますが、ごはんをチャーハンにしたり、朝はパンを食べたりと、とにかく文句を言わなければ腹いっぱい食べられるので満足でした。不謹

慎ですがビールも自前で飲んでいました。私が寝泊まりしていたのは、街の中なのでコンビニやスーパーは歩いてでも行けるところにありました。

現地へ行って、津波の被害にあっているところと、そうでないところの差がとてつもなく大きいと感じました。地震で壊れている建物は少なく、殆どの被害は津波が原因なので、津波の被害を受けていないところは、普段の生活と何ら変わらないように見えます。地盤沈下もあり港の復興は、ずいぶんと時間がかかるように思えます。被害のあったところは、きれいにはなっていますが、15メートルをゆうに超えるガレキの山がいくつもあります。まだまだ始まったばかり、ただ放射能のことを考えないだけでも、福島と比べるといいのかもしれませんが。

これが私のボランティア報告です。私に主義主張があるわけではありません。これをきっかけに、皆さん一人ひとり、今何ができるのかを考えていただけたら幸せです。



## 支部日帰り研修旅行 愛知ものづくりのこころを訪ねて INAXライブミュージアムとリニア鉄道館

10月16日(日曜日) 前日までの雨も止み、夏を思い起こすような秋の日、参加人数81名(内子供19名)バス3台で朝9時に御器所を出発し、名高速、知多有料道路を經由して一路常滑市にあるINAXライブミュージアムに向かいました。



途中渋滞もなく約1時間で到着し、玄関前で記念写真を撮影したあと館内に入り簡単な説明を聞いたのち、順路に沿って約1時間の見学を楽しみました。

ここINAXライブミュージアムは、1)世界のタイル博物館 2)窯のある広場・資料館 3)陶楽工房 4)土・どろんこ館 5)ものづくり工房の主な5棟の建物からなり、そのテーマは、「土とやきものが織りなす多様な世界を、観て、触れて、感じて、学び、創りだす5つの発見館」です。タイル博物館では、古代からの世界のタイルが展示されておりそのすばらしさに目を奪われました。また、INAXらしく金色のトイレなど珍しいものが展示され、楽しいひと時を過ごせました。

INAXライブミュージアム見学後、再び知多有料道路を通り南知多ICを降りて、美浜町にある昼食会場の魚太郎に向かいました。

昼食は浜焼きバーベキューでした。新鮮な食材が多く出され、焼き立ての魚介類を堪能しました。

食事後、えびせんべいの里に立ち寄り買い物をしたのち、名古屋港金城埠頭にあるリニア鉄道館へ向かいました。



リニア鉄道館には、東海道新幹線を中心に在来線から超電導リニアまで39両の実物車輛が展示され、車輛の中に入ることもできました。また、模型やパネル、実物を使って鉄道のしくみや歴史を体験しながら楽しく理解できるようになっていました。その他超電導リニア展示室、在来線、新幹線の運転シュミレーションも楽しむことができ、約1時間の見学時間もすぐに過ぎてしまいました。

リニア鉄道館をあとにして帰路につき、到着予定時間を約1時間遅れ夕方6時前に、事故もなく無事全員帰ることができました。



今回は子供の参加も多く、3号車に親子連れの方に乗ってもらい、研修部の武山部長らのもとにゲーム・アトラクションなどを行い、子供たちが飽きることはないように工夫され、楽しい一日を過ごすことができました。

研修・厚生部の皆さまにはお疲れ様でした。来年もまたこのような日帰り旅行を企画していただき、参加できることを楽しみにしています。

(厚生部 上杉 修平)



## 【9月の月例会集】

平成23年9月9日(金) 午後2時より 名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 東日本大震災に係る国税の申告・納付等の期限の周知協力依頼について
2. e-Tax の活用依頼 (納税証明・ダイレクト納付) について
3. 修正申告の提出しようようについて
4. 相続税申告書に記載について
5. 個別評価の照会先について
6. 資産税関係の相談について
7. 文書回答制度について

(支部より連絡事項)

研修部：月例会での書籍販売について  
税対部：外国人のための税理士による無料税務相談の相談員募集について  
厚生部：支部日帰りバス研修旅行について  
総務部：訃報メール配信について

## 【10月の月例会集】

平成23年10月14日(金) 午後2時より 名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」の発送予定日について
2. 平成23年分無料相談所の開設等について
3. 税理士法第33条の2書面添付について
4. 平成23年6月30日以降に終了する事業年度又は連結事業年度の法人税の申告にe-Taxを利用する場合の注意について
5. 綱紀監察について

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修予定について  
税対部：無料相談のアンケート案内について  
厚生部：支部日帰りバス研修旅行について  
電子申告推進特別委員会：個別相談会及び実践研修会について  
総務部：訃報メール配信について

## 訃 報



小栗正幸 先生

平成23年8月26日ご逝去 享年61才  
昭和51年2月20日 税理士登録

## 【編集後記】

『来年の事を言えば鬼が笑う』とありますが、10月の声を聞いた途端デパートではおせち料理の予約が始まりました。テレビではずいぶん前からランドセルのCMも流れ、なんとなく季節感が感じられなくなっています。

とはいうものの、街中を歩けばどこからともなく金木犀の良い香りが漂い、「ああ、植物はちゃんと時期になると咲いてくれるんだ」とほっとした気持ちになります。春には沈丁花、夏にはくちなしと香りで季節を感じさせてくれる花木。ゆったりとした気持ちで日々を過ごしたいと思う今日この頃です。

(広報部 上原 久子)